

茨城県公立高等学校事務職員研究会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、茨城県公立高等学校事務職員研究会と称し、本部を会長の勤務する学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の緊密な連携の下に、学校教育事務の能率増進について研究し、もって学校教育効果の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校経営事務の研究
- (2) 会員の資質の向上に関する事項
- (3) 研究大会の開催
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、茨城県立高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の事務職員とする。

第2章 組 織

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	全国理事	若干名
副会長	5名以内	研究委員長	1名
監 事	2名	理事長	1名

2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第6条 本会は、会長の下に事務局を置き、副理事長及び理事を配置する。

2 副理事長及び理事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(参与並びに顧問)

第7条 本会に次の参与並びに顧問を置く。

参 与	若干名
顧 問	若干名

2 参与並びに顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員等の職務)

第8条 会長は、会務を総務し、会議を招集し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。

3 監事は、本会の会計を監査する。

4 全国理事は、全国公立高等学校事務職員協会（以下、「全国協会」という。）の仕事に専念し、かつ、本会の会議に出席し意見を述べる。

5 研究委員長は、研究委員会を総務する。

6 理事長は、本会の事務局を総務する。

7 副理事長は、理事長を補佐する。

8 理事は、本会の事務を処理する。

(参与並びに顧問の職務)

第9条 参与は、本会の会議に出席し意見を述べる。

2 顧問は、会長の諮問に応じる。

(役員等の選出及び委嘱)

第10条 会長、副会長並びに監事は、総会において選出する。

2 理事長及び副理事長は、会長が委嘱する。

- 3 理事は、会員の中から会長が委嘱する。
- 4 研究委員長は、会長が委嘱する。
- 5 参与並びに顧問は、評議員会の議決に基づき、会長が委嘱する。
- 6 全国理事は、全国協会の依頼に基づき、会長が委嘱する。

(欠員補充役員等の任期)

第11条 役員等に欠員を生じ、新たに選出された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(支部)

第12条 本会に、県北、水戸、県東、県南、県西の5支部を置く。

- 2 支部には、支部長、副支部長を置く。
- 3 支部長は、支部の諸般の事務を掌る。副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときはこれに代わる。
- 4 支部長は、支部会員の互選により、会長がこれを委嘱する。副支部長は、支部会員の互選により選出する。
- 5 任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 機 関

(機関)

第13条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議員会
- (3) 執行機関
- (4) 委員会

(総会)

第14条 本会は、毎年1回総会を開く。ただし、必要あるときは評議員会の議を経て臨時に開くことができる。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業計画
- (3) 予算及び決算
- (4) 会長、副会長、監事の選出
- (5) その他本会の運営に関する事項

3 総会は、会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

4 総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって可決とする。

(評議員会)

第15条 評議員会は、総会に次ぐ機関である。

2 評議員は、各支部会員のうちから若干名選出する。ただし、各支部中1名は、副支部長とする。

3 評議員会は、必要に応じ開き、次の事項を審議する。

- (1) 総会への提出議案
- (2) 会長、副会長候補者の選考
- (3) 参与並びに顧問の選出
- (4) 会則の解釈及び運用についての改正
- (5) その他本会の事業に必要な事項

4 評議員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(執行機関)

第16条 執行機関は、次の者で構成する。

会長、副会長、研究委員長、研究副委員長、理事長、副理事長、理事、支部長

2 会長は、本会の円滑な運営のため、必要に応じて前項の執行機関による事業推進会議等を開くことができる。事業推進会議等は、次のとおりとする。

- (1) 理事会（会長、理事長、副理事長、担当理事）

- (2) 拡大理事会1（理事会に副会長，研究委員長，副委員長を加える）
- (3) 拡大理事会2（拡大理事会1に支部長を加える）
- (4) 事業推進会議（拡大理事会2に全国理事，参与，顧問，監事を加える）

3 全国理事，参与，顧問は，必要に応じて事業推進会議等に出席することができる。

（委員会）

第17条 本会に次のとおり委員会を置き，本会の目的達成のための必要な事業を行う。ただし，必要があるときは，特別に委員会を設けることができる。

(1) 研究委員会

2 研究委員会に副委員長を設ける。副委員長は，会長が委嘱する。

3 委員は，会員の中から会長が委嘱する。

4 副委員長並びに委員の任期は，1年とする。ただし，再任を妨げない。

第4章 研究大会

（研究大会及び研究会）

第18条 本会は，毎年1回以上，研究大会及び支部ごとの研究会を開く。

2 本会は，1名あるいは数名のグループによる研究を支援する。

3 研究大会においては，本会の研究目標，自由課題の研究発表及び講師による指導講話等を行うものとする。

第5章 会計

（経費）

第19条 本会の経費は，会費，分担金，補助金，その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第20条 本会の会計年度は，4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 補則

（表彰）

第21条 本会に功労のあった者に対し，表彰を行うことができるものとする。

2 表彰に関する規程は，別に定める。

（委任）

第22条 この会則の施行に関し必要な事項は，別に定める。

付 則

本会の会則は，昭和24年4月2日より施行する。

平成16年5月7日全部改正

平成19年5月2日一部改正

平成22年5月7日一部改正

平成26年5月9日一部改正